

リサイクルステーション

- ◇と き 5月14日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外の場合は、お引き受けできません)
- ◇と ころ 旧日本ラインシユロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール
⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりしますので回収しません)
⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧アルミ缶 ⑨ペットボトル
⑩発泡スチロール・食品トレイ(色の濃い物〔黒色・赤色など〕や、表面がコーティングされた物〔カップラーメンの容器など〕、汚れが取れない物は燃えるごみに出してください)
⑪割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
- ※古着は需要が少ないため3月で終了しました
※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください
※瓶類は回収していませんので、ご注意ください

ご注意ください
5月は
第2日曜日

消費生活センターには、訪問販売や電話勧誘販売など「業者のうそのセールストークをうのみにして契約をしてしまったが、後で話が違ってから解約できないか」といった相談が毎月寄せられています。

「たまごだ」と気付くころには、無条件解約できるクーリング・オフ期間は経過しているケースがほとんどで、被害救済は困難でした。しかし、平成16年11月の特商法の改正後は、クーリング・オフ期間を過ぎて

「クーリング・オフ」期間が過ぎてもあきらめないで!

窓口は…消費生活相談情報

岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999
中濃地域振興局振興課
電話 25-3111(可茂総合庁舎内)



消費者への アドバイス

- 事例は、特商法の訪問販売に当たり、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフで契約を無条件解除することができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、勧誘時に販売目的が告げられていなかったり、契約時に事実とは違うことを告げられた結果、消費者が誤認(注2)して契約してしまった場合には、特商法で契約の取消をすることができます。あきらめないで、相談窓口にご相談するようにしましょう。

注1 不実の告知

虚偽の説明を行うこと、すなわち事実と異なることを告げる行為のことをいいます。

注2 誤認

消費者が、違うものをそうだと誤って認めることをいいます。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください

しまっても、事業者が商品の性能など重要な事実について言わなかったり、うそを言ったりしたことにより、消費者が誤って契約した場合などには、契約の取消ができるようになりますので、大いに活用しましょう。

◇事例
10日前、「床下の無料点検に来た」という業者に、点検してもらったところ「トイレの辺りの床下に水がたまり、このままでは柱が腐り大変なことになる」とトイレの改築を勧められた。「お金がないから」と断ったが、営業担当者がなかなか帰らず、断り切れずに契約書に署名した。

今日、床下に入ってみたら、水などたまっていない。明日、業者が工事に来ることになってるが、止めることはできないか。(62歳 男性)

◇処理
相談日の翌日に、業者が工事に来るとのことだったので、相談員が業者に電話で交渉しました。業者の「トイレの辺りの床下に水がたまり、このままでは柱が腐り大変なことになる」という説明は、特商法の不実の告知(注1)に該当すると思われるため、契約の取消を主張したところ、業者は勧誘時に問題があったことを認め、契約は全面取消となりました。